参考資料5

文部科学省

参考資料集

第20回社会教育の在り方に関する特別部会

（令和８年11月20日）

目次

議題１：新しい時代における社会教育の果たすべき役割について＜P.1～15＞
・社会教育行政の変遷 …… P.2～3
・現代日本の社会課題 …… P.4～10
・今後の教育政策の方向性について
　・第５期教育振興基本計画諮問の概要 …… P.11～12
　（参考）日本社会に根差したウェルビーイングについて …… P.13
　・次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方 …… P.14～15

議題２：将来の「地域創生人材」としての子供を育成するための社会教育の在り方について＜P.16～23＞
・地域と学校の連携 …… P.17
・子どもの体験活動について …… P.22～23

議題３：新たな役割を踏まえた他分野と社会教育との連携方針について＜P.24～27＞
・地域コミュニティに着目した他府省の施策例 …… P.25
・地域課題に関する取組がまちづくりにつながった例（社会教育との連携の効果） …… P.26～27

議題１：新しい時代における社会教育の果たすべき役割について

- **社会教育行政の変遷** …… P.2~3
- **現代日本の社会課題** …… P.4~10
- **今後の教育政策の方向性について**
  - **第５期教育振興基本計画諮問の概要** …… P.11~12
    （参考）日本社会に根差したウェルビーイングについて …… P.13
  - **次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方** …… P.14~15

社会の変化と社会教育行政の動向（1/2）

社会教育行政の変遷

年代	社会教育関連の主な動向
昭和24年	社会教育法制定
昭和46年	「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」（社会教育審議会答申） …工業化・都市化による地域社会の変容等によって、国民の学習需要が高まる中、次のような提言を行った。 ①社会教育を、生活の多様な機会と場所において行われる学習を教育的に高める活動の総称として、広くとらえること ②生涯教育の観点から社会教育の体系化を図ること（家庭・学校教育との役割分担の確立など） ③内容・方法の多様化、高度化を図ること（団体活動、地域活動、ボランティア活動の促進など）
昭和62年	「教育改革に関する第四次答申」（臨時教育審議会答申） …個性重視の原則の下、学校中心の考えを改め、生涯学習体系へ移行。 「教育改革に関する当面の具体化方策について」（教育改革推進大綱） …生涯学習について、都道府県・市町村、放送大学を中心とした基盤整備、民間教育事業との連携に係る法令見直し、生涯学習の成果が適正に評価される社会の形成等に努めることとされた。
平成2年	「生涯学習の基盤整備について」（中央教育審議会答申） …生涯学習推進センター設置（都道府県）、生涯学習センター設置（大学等）、重点地域の設置、民間教育事業の振興のための支援などが必要であるとした。
平成10年	「社会の変化に対応した今後の社会教育行政のあり方について」（生涯学習審議会答申） …地方分権、学習ニーズの多様化・高度化、生涯学習の進展等を踏まえ、社会教育施設の規制の大綱化・弾力化や社会教育行政における住民参加の促進等が必要であるとした。
平成12年	「教育改革国民会議報告―教育を変える17の提案―」（教育改革国民会議） …創造性の高い人材の育成を目指し、「教育の原点は家庭であることを自覚する」「奉仕活動を全員が行うようにする」等の17の提案を行った。 ➡社会教育法改正 …社会教育・学校教育・家庭教育の連携を国・地方自治体の任務に追加 / 家庭教育及び青少年の社会奉仕体験活動を教育委員会の事務に追加（平成13年） / 学校教育における体験の推進
平成18年	教育基本法改正 …学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力に関する条文の新設

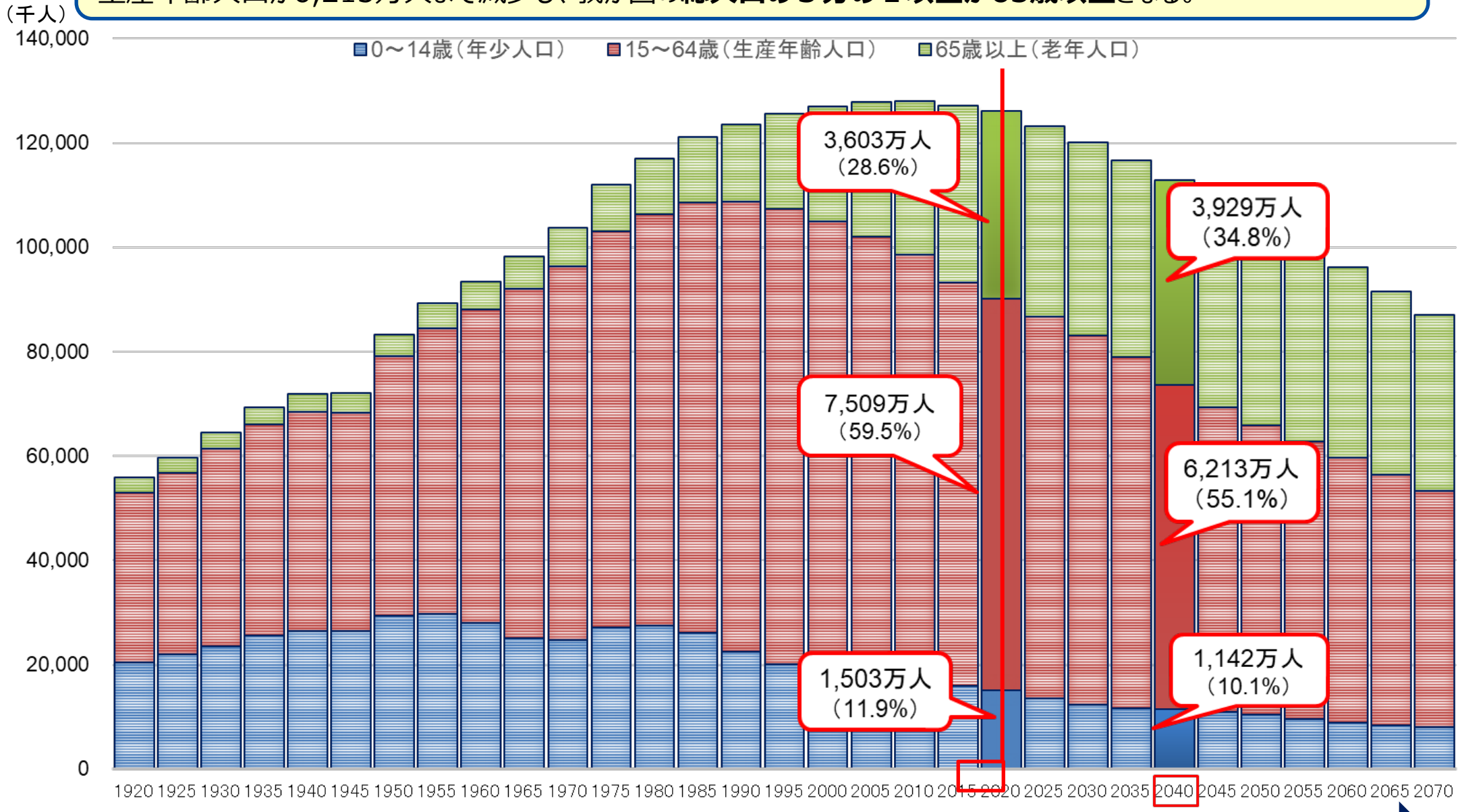
社会の変化と社会教育行政の動向（2/2）

平成20年	「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」（中央教育審議会答申） …学校、家庭及び地域住民等の連携推進のため、社会教育と学校教育が目標を共有する必要があるとした。
平成25年	「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」 …社会教育行政の今後の方向性を、ネットワーク型行政の推進を通じた「社会教育行政の再構築」とする。 「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理」（中央教育審議会生涯学習分科会） …社会教育主事資格が、社会教育に関する専門的な資質・能力を保障するものとして認知される仕組みが必要とした。
平成27年	「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（中央教育審議会答申） …コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的・効果的な推進について、制度的位置づけの検討が必要とした。
平成30年	「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」（中央教育審議会答申） …社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりを目指すべきとした。
令和2年	「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」（社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会）　…社会教育士の創設
令和5年	第4期教育振興基本計画関係づくり …社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められ、社会教育施設の機能強化や、社会教育人材の養成及び活躍促進等を通じた社会教育の充実を図る必要があるとした。
令和6年	「第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」 …障害者や外国人にも社会教育の機会が十分に確保されることが不可欠であり、社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支える社会教育人材の質的向上・量的拡大に向けた、養成及び活躍促進の在り方を提示。
	「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）」（中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会） …社会教育の裾野が拡大する中、地域コミュニティにおける学びを基盤とした活動をオーガナイズする社会教育人材が果たす役割は大きく、質的な向上・量的な拡大が重要であるとした。

人口の推移と将来推計

現代の社会課題：人口減少

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、**2040年**には年少人口が1,142万人、生産年齢人口が6,213万人まで減少し、我が国の**総人口の３分の１以上が65歳以上**となる。



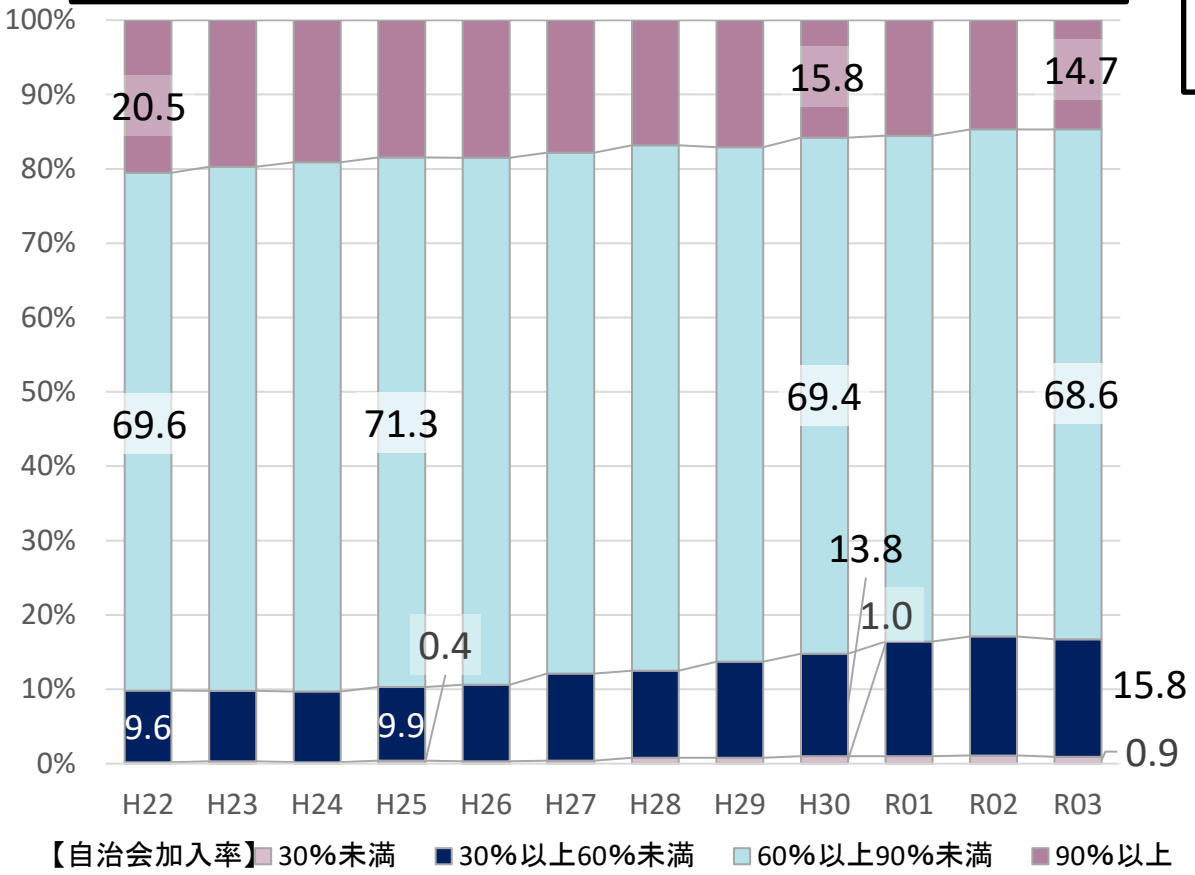
※推計値は出生中位（死亡中位）推計による。実績値の1950年～1970年には沖縄県を含まない。
※1945年については、1～15歳を年少人口、16～65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。
（出典）1920年～2020年：「人口推計」（総務省）、2025年～2070年：「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

地縁的なつながりの希薄化①

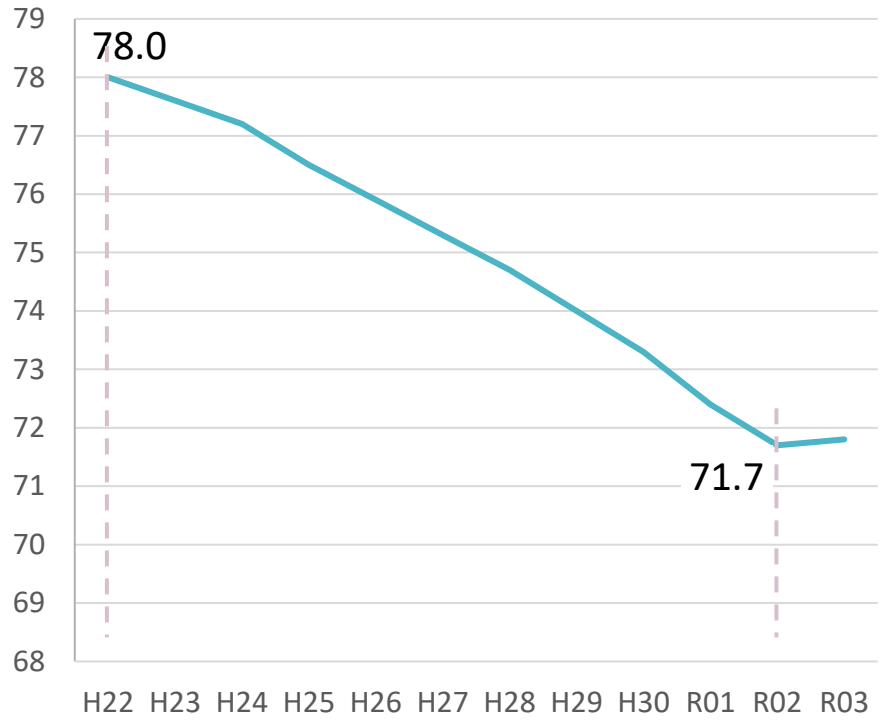
現代の社会課題

・自治会等の加入率について「90%以上の世帯（住民）が加入している」自治体は、平成22年に20．5%であったが、以降減少傾向が続き、令和3年には14．7%（5．8ポイント低下）となっている。
・平成22年度から令和2年度まで毎年度の加入率を世帯単位で把握している600市区町村における自治会等の加入率の平均（単純平均）は、平成22年に78．0%であったが、令和2年に71．7%（6．3ポイント低下）となっている。

図表1：自治会加入率で区分したときの市町村の割合



図表2：平成22年度から令和2年度まで毎年度の加入率を世帯単位で把握している市区町村における自治会等の加入率の単純平均



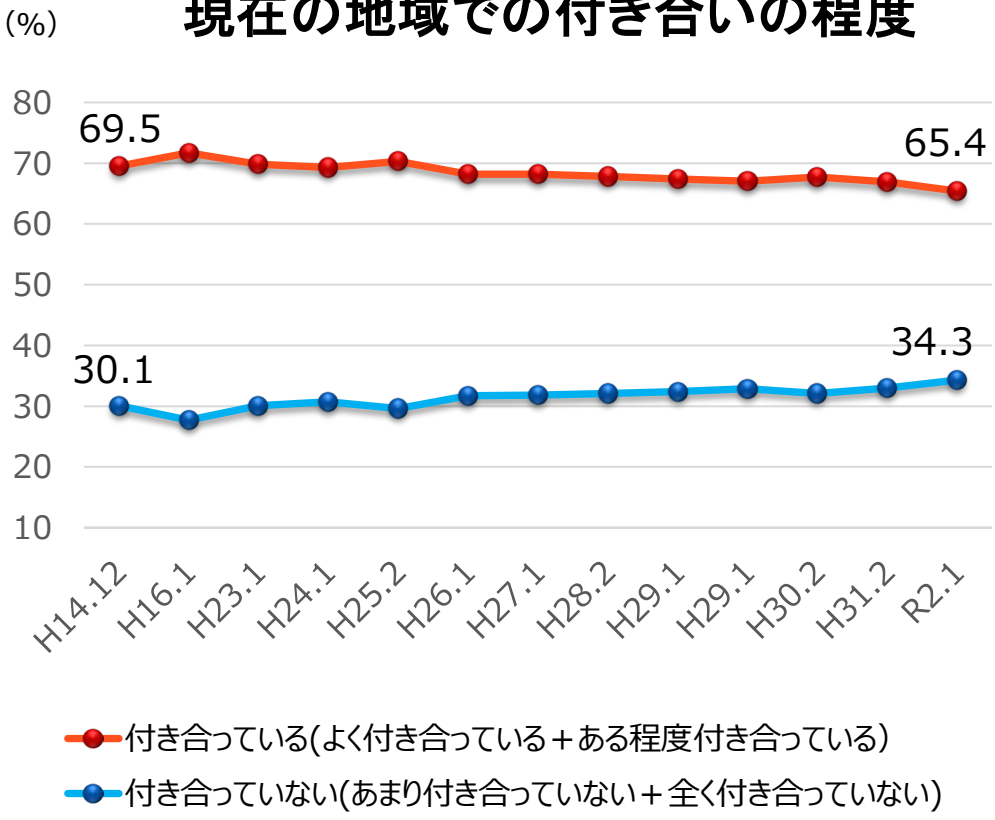
※（図表1）各年度において「世帯単位」で算出した自治体は、97.3~97.8%の範囲で推移した。グラフは「個人単位」「その他」で算出した自治体も含む。
※（図表2）平成22年度から令和2年度までの毎年度の加入率を把握していた624団体を含め、令和3年度の自治会加入率が調査時点において未公表の団体があったため、令和3年度のデータは参考である。
自治会等に関する市区町村の取組に関するアンケート とりまとめ結果（令和4年2月 総務省自治行政局市町村課）より作成

地縁的なつながりの希薄化②

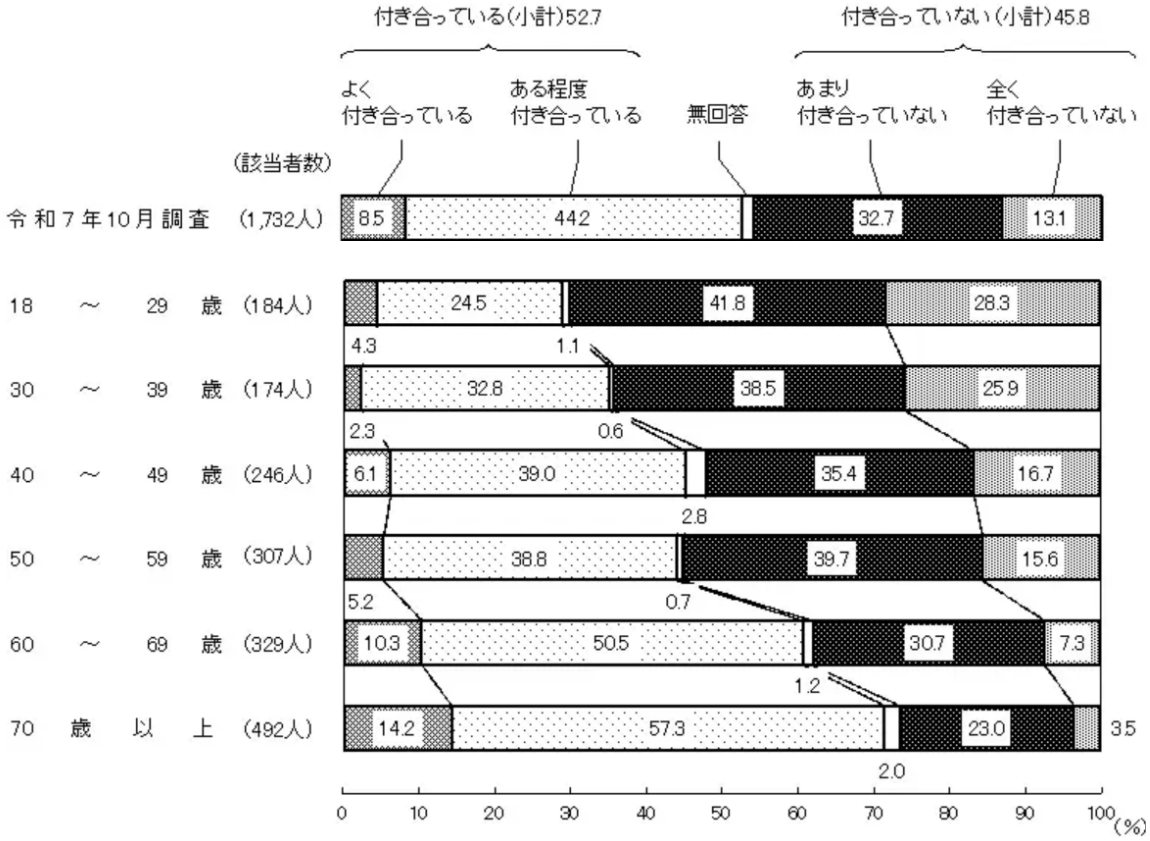
現代の社会課題

・**現在の地域での付き合いの程度**については、徐々に**「付き合っていない」人の割合が増加**している。
・年齢別にみると、**「付き合っていない」**人の割合が**60歳以上で約3割、18～29歳で約7割**になる。

現在の地域での付き合いの程度



年齢別の内訳（令和7年10月調査）



（注）令和２年１月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和３年12月調査以降との単純比較は行わない。
（注）平成29年１月の調査はいずれもそのうち20歳以上のデータ
（出典）内閣府「社会意識に関する世論調査」

障害者の生涯学習に関する現状と課題

現代の社会課題：共生

障害者の学校卒業後の状況

● 特別支援学校卒業生の高等教育機関への**進学率**は**約2.2%**
　特に、**卒業生の9割近くを占める知的障害者**は**約0.5%**に留まる
→「学校卒業後、学びや交流の場はどうなってしまうのか、とても不安に感じている」
「障害者はその特性から、ゆっくりと成長するのに、学び続けることができない」といった声も

● **約92%**の障害者が**就職又は障害福祉サービス**などに進む

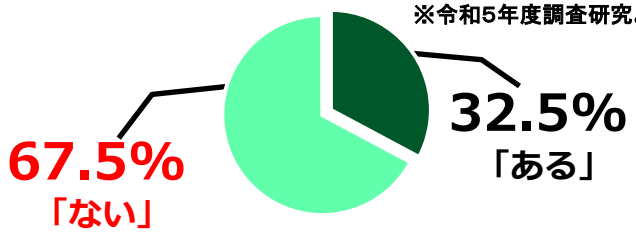
● 障害者の職場定着状況については、**職場定着が困難な者も多い**
（就職1年後の定着率：知的障害**68%**、身体障害**60.8%**、精神障害**49.3%**）

障害者の生涯学習の機会の充足度／取組状況※令和4年度調査研究より

・生涯学習の機会が**十分にある＋ある程度ある** → **38.2%**
・現在、**生涯学習に取り組んでいる** → **20.7%**
・生涯学習に取り組んでいない理由
「どのような学習があるのか、知らない」 → **55.8%**

公民館等が「障害者の生涯学習活動の支援」に関わった経験の有無

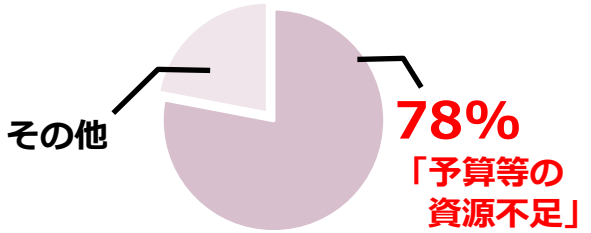
※令和5年度調査研究より



公民館：全国に約12,000ヶ所設置され、
地域住民に最も身近な社会教育施設

障害者の学びの支援を継続させるための課題

※委託団体を対象としたアンケート結果より抽出（民間団体等）



【アンケート回答の一例】
人とのつながりやネットワークは自分たちで作っていくことができるが、財源を生み出すことが難しい。

課題

①障害者の多様な社会参加を支える学習活動の充実とともに、進学が困難な移行期の知的障害者等も**学び続けることができる生涯学習機会が重要。**

②**障害者の学習支援の経験のある公民館等**が**32.8%**に留まるなど、
地方公共団体には**ノウハウや実施体制がない。**
情報発信にも課題があり、**障害者に生涯学習の情報が届いていない。**

③先進的に取り組む**NPOや大学等による生涯学習プログラムのモデル化**が進展しているが、民間団体は予算等の資源不足から**取組の持続性**や**成果の波及力**に課題がある。

対応

・**地方公共団体が民間団体と連携**し、**持続可能な事業実施体制を整備**する。
・発達段階や障害種等に応じた**学習プログラムの開発**やその**担い手を育成**する。

関連する他の施策・事業について

【厚生労働省】
・障害福祉サービス
【文化庁】
・障害者芸術文化活動普及支援事業
【スポーツ庁】
・障害者スポーツ推進プロジェクト
など

地方自治体における障害者の生涯学習の状況

（第129回中央教育審議会生涯学習分科会　資料１國本教授発表資料）

現代の社会課題：共生

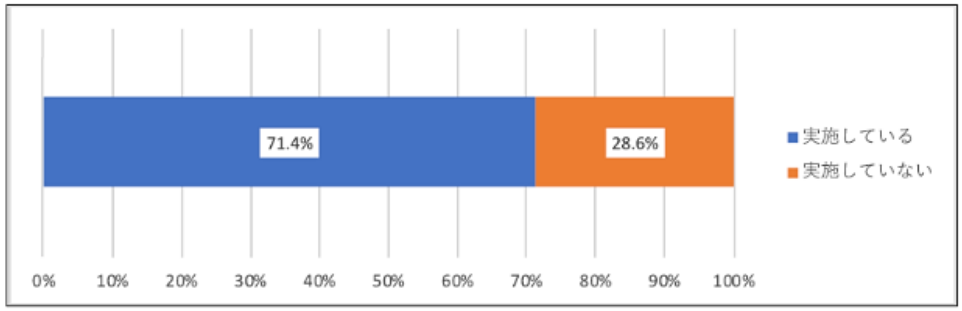
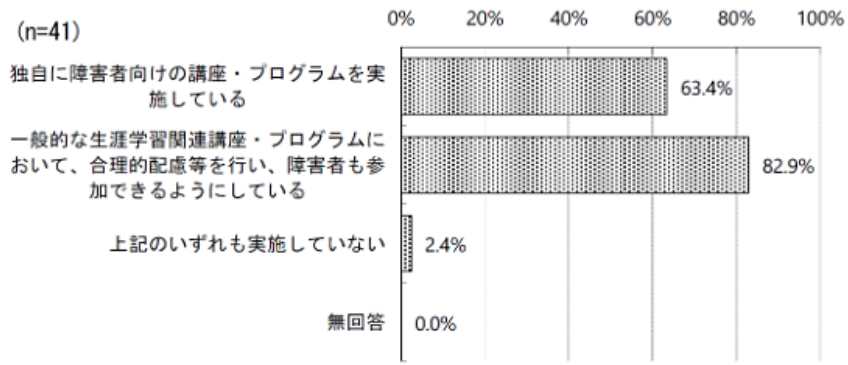


図２－３－10　学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムの有無【都道府県】（N=35）

都道府県

図表　2-27 学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める講座･プログラムの実施状況（複数選択）



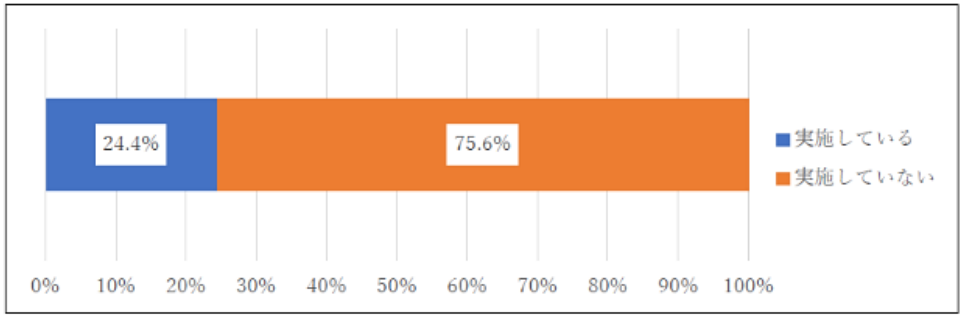
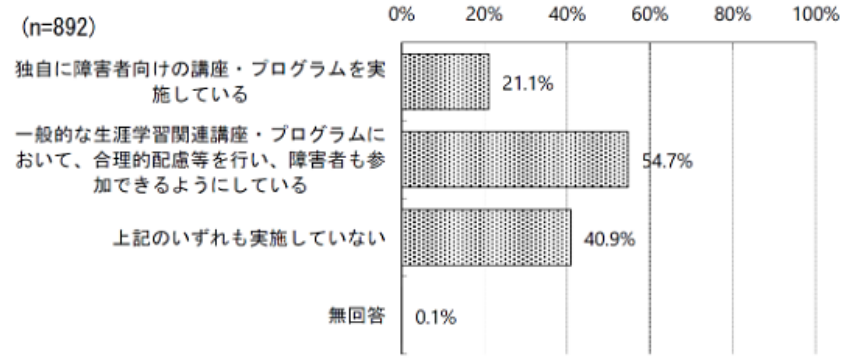


図２－４―10　学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムの有無【市区町村】（N=929）

市町村

図表　2-122 学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める講座･プログラムの実施状況（複数選択）



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(2018)「障害者の生涯学習活動に関する実態調査　報告書」(平成29年度　文部科学省委託事業「生涯学習施策に関する調査研究」)

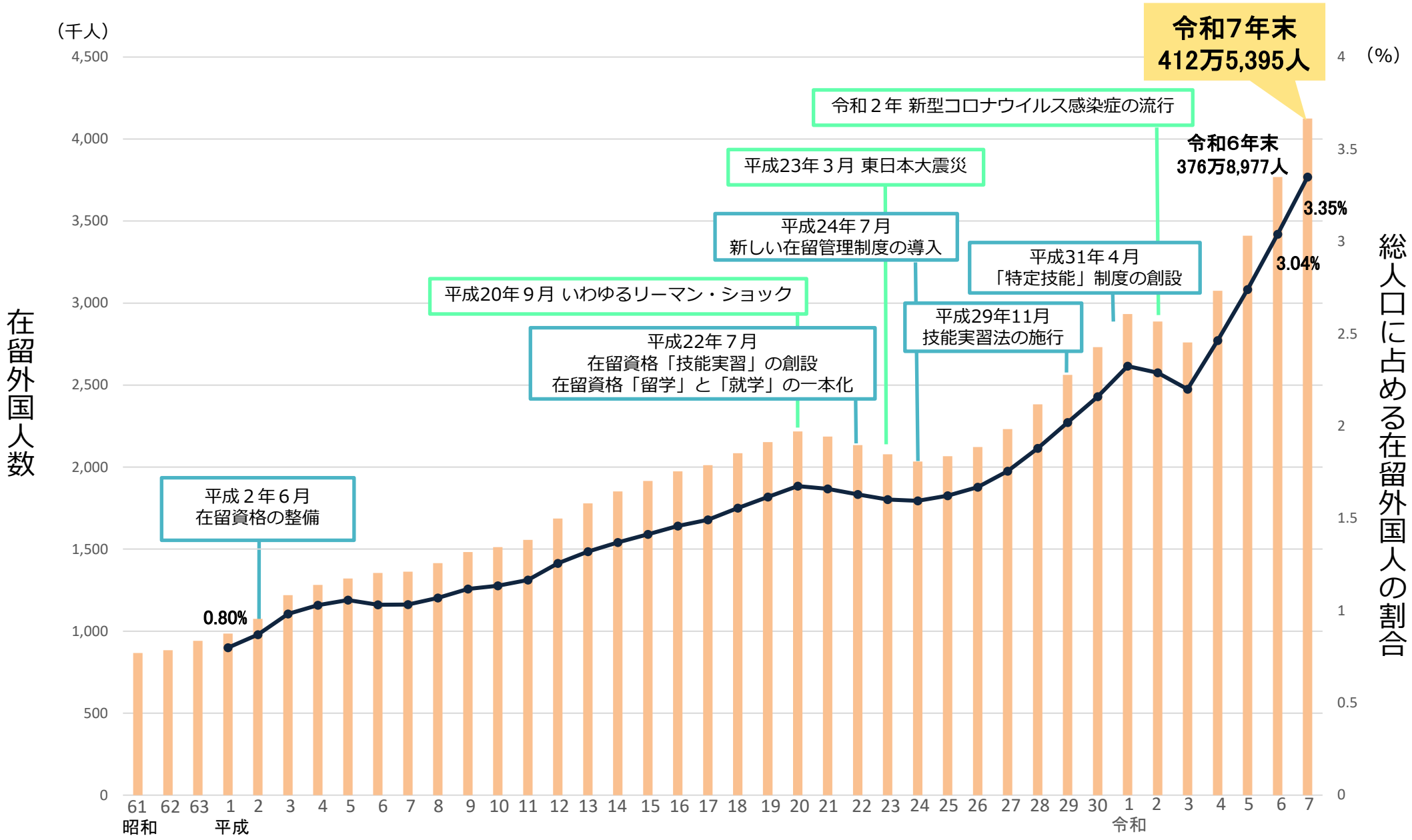
三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2023)「障害者の生涯学習活動に関する実態調査～地方公共団体及び障害者本人を対象とした実態調査～報告書」」(令和4年度　文部科学省委託事業「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」)

4

参照：【資料1】國本真吾氏（鳥取短期大学幼児教育保育学科）発表資料 (PDF:2.2MB)

在留外国人数の推移

現代の社会課題：共生



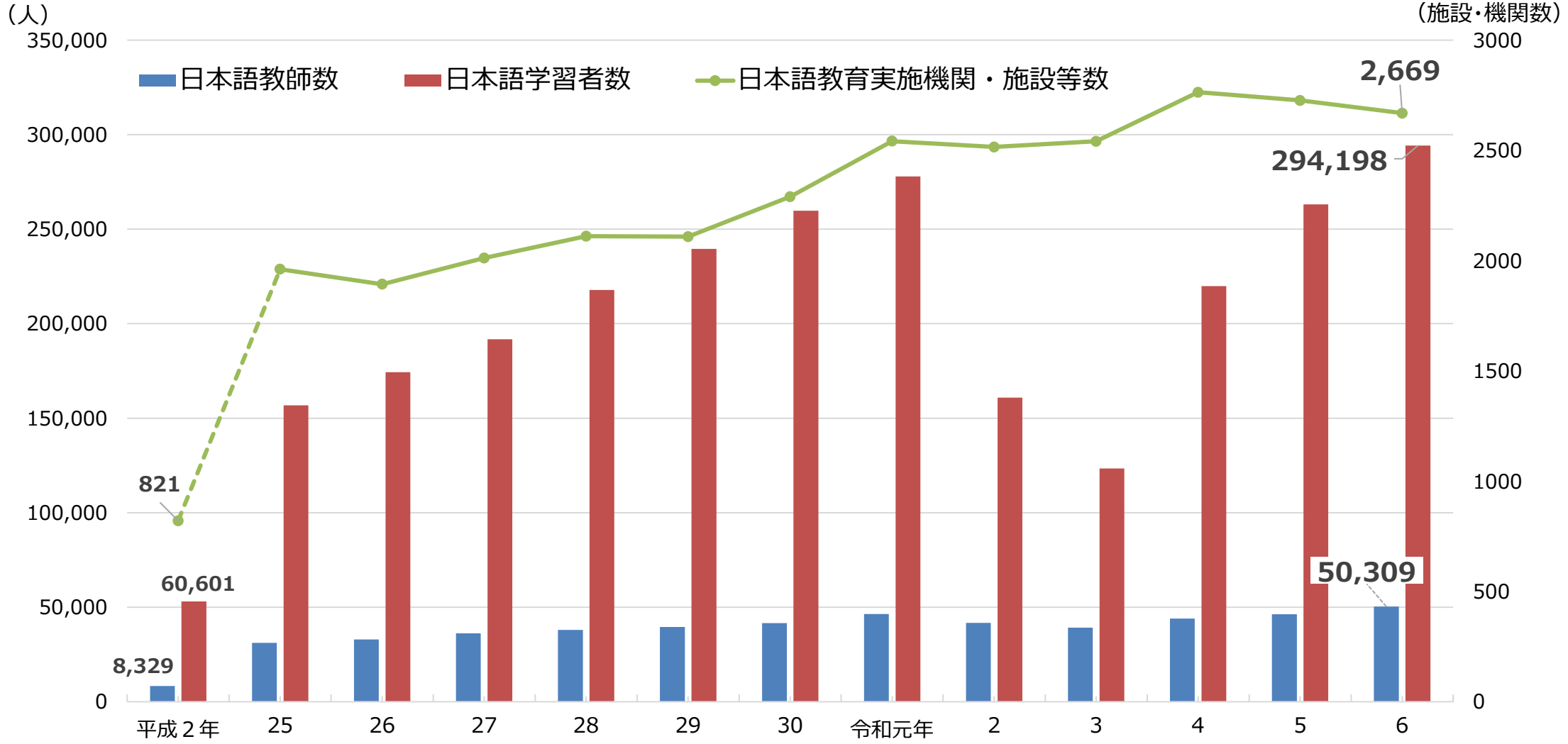
（注1）平成23（2011）年までは法務省入国管理局（当時）「（旧）登録外国人統計」（12月末現在）に、平成24（2012）年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」（12月末現在）に基づく。
（注2）総人口は、総務省「人口推計」（各年10月1日現在の統計）に基づく。

国内の日本語学習者、教育機関・施設及び日本語教師数の推移

現代の社会課題：共生

○日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数は過去30年あまりで大幅に増加。
- ▸日本語学習者　（平成2年：60,601人　→　令和６年：294,198人）
- ▸日本語教育実施機関・施設等　（平成2年：821機関　→　令和６年：2,669機関）
- ▸日本語教師数　（平成2年：8,329人　→　令和６年：50,309人）

○在留外国人及び外国人労働者の継続的な増加が見込まれており、日本語教育環境の整備は引き続き重要。



※　出典：文部科学書省「日本語教育実態調査　令和６年度報告」（各年11月1日現在）
※外国人に対する日本語教育等を実施している国内の機関・施設等のうち回答のあったものについてのみ集計した数値であり、国内のすべての日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数を集計したものではない。

第５期教育振興基本計画（令和10年度～令和14年度）諮問の概要

教育政策の方向性

我が国を取り巻く社会の状況

●生成AI等の技術革新の急速な進展　●予測を上回る人口減少・少子高齢化の進行　●社会・産業構造の変容　●我が国社会の多様化　●国際情勢の不安定化

→**VUCA（変動性・不確実性・複雑性・曖昧性）に加え、BANI（脆さ・不安・非線形・不可解）の時代**とも指摘されるように、**これまで以上に、流動性が高まっている状況**

これからの我が国を担う子供たちは、**激しい変化が止まることのない時代を生きることとなる**

AI時代を迎える中で、2040年以降の社会を捉え直し、教育政策を総合的に検討

第５期計画に求められること・検討すべき観点

①生成AI等の技術革新の急速な進展

・**AI等を適切に活用するリテラシー、自ら問いを立てて学びを深める力**を育むとともに、**好奇心や意欲・志、粘り強さなど人が人としての価値を発揮するための基盤となる人間力**の育成

・AI等の活用による**教育の質の向上**、**「デジタル」と「リアル」を最適に組み合わせる**観点も重要

②人口減少・少子高齢化の進行

・過疎化が進み地域コミュニティの維持が困難、地域における教育機会の確保といった課題が顕在化する中で、持続的な地域コミュニティの形成に資するよう、**地域における教育の維持・活性化、教育へのアクセス確保が重要**

③社会・産業構造の変容

（理工・デジタル分野の人材やエッセンシャルワーカーの不足など）

・**探究・文理横断・実践的な学び、留学などの越境体験の更なる推進**

・人材育成システム改革ビジョンを踏まえた、**高校から大学・大学院等まで一貫した人材育成方策の具体化**

・**生涯にわたり学び続ける社会を実現**する観点での、**リ・スキリング等の社会人の学び直し**

④我が国社会や教育現場の多様化

（不登校児童生徒・特別な支援を要する児童生徒・在留外国人の増加など）

・誰一人取り残されず、**一人一人の可能性が開花する教育の実現**

・**教職の魅力を向上**し**質の高い教職員を確保し続ける**などの**環境整備**

・**他者との対話を通じた合意形成や、失敗や対立・ジレンマ等を乗り越える経験**を通じて**民主的かつ公正な社会を築くための教育**の在り方も重要

⑤ウェルビーイングの重要性の高まり

（個人の幸福や地域・社会全体の豊かさの質を重視するSWGs※といった新たな概念）

・国際的な動向や蓄積された専門的知見も踏まえ、教育を通じて、調和と協調を重視する**「日本社会に根差したウェルビーイング」**を基本とし、その**更なる向上を図る**

※Sustainable Well-being Goalsの略語

諮問事項

●今後の教育政策に関する基本的な方向性

・改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、社会情勢の変化を踏まえた、**今後の教育政策に関する基本的な方向性**について

●基本的な方針と主な施策

・基本的な方向性を踏まえた、生涯を通じた**あらゆる教育段階**（幼児教育から高等教育、社会教育）における、**今後５年間の教育政策の目指すべき基本的な方針**と**主な施策**について

●実効性の確保・向上

・多様な教育データをより有効な政策の評価・改善に活用するための方策、国・地方及び関係機関の連携・協働の在り方、人的・物的資源の確保の在り方など、**教育振興基本計画の実効性の確保・向上**について

これまでの教育振興基本計画

〇教育基本法（平成18年法律第120号）抄
（教育振興基本計画）
第17条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

- **平成20年7月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5年おきに第２期・第３期・第4期計画を策定**
- **地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされている**
- **現在は第４期計画（令和5年度～令和9年度）の期間中**

	第１期計画	第２期計画	第3期計画	第4期計画
対象期間	平成20（2008）年度 ～平成24（2012）年度	平成25（2013）年度 ～平成29（2017）年度	平成30（2018）年度 ～令和4（2022）年度	令和5（2023）年度 ～令和9（2027）年度
基本的な方向性	・今後10年間を通じて目指すべき教育の姿	・一人一人の「自立」した個人が多様な個性・能力を生かし、他者と「協働」しながら新たな価値を「創造」していくことができる「生涯学習社会」の構築	・教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する	・2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成 ・日本社会に根差したウェルビーイングの向上
基本的な方針	①社会全体で教育の向上に取り組む ②個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる ③教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える ④子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する	①社会を生き抜く力の養成 ②未来への飛躍を実現する人材の養成 ③学びのセーフティーネットの構築 ④絆づくりと活力あるコミュニティの形成	①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する ③生涯学び、活躍できる環境を整える ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する ⑤教育政策推進のための基盤を整備する	①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材育成 ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 ③地域や家庭で共に学び支えあう社会の実現に向けた教育の推進 ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 ⑤計画の実効性の確保のための基盤整備・対話

（参考）ウェルビーイングについて（第4期教育振興基本計画における方向性）

ウェルビーイングとは

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。
- 短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む。
- **多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じる**とともに、個人を取り巻く場や**地域、社会が幸せや豊かさを感じられる**良い状態にあることも含む。

日本社会に根差したウェルビーイングとは

自己肯定感や自己実現などの獲得的なウェルビーイングと、

人とのつながりや**利他性、社会貢献意識**などの**協調的なウェルビーイング**が一体となった、

「調和と協調」に基づくウェルビーイングの向上が求められる。

教育とウェルビーイング

- 不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、**一人一人のウェルビーイングの確保**が必要。
- 子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図ることが必要。
- 地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成する。

中央教育審議会教育振興基本計画部会（第13回）（令和5年2月7日）会議資料【資料8】より抜粋・一部変更。

次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方

教育政策の方向性

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～

① 主体的・対話的で深い学びの実装

生成AIが社会に浸透しつつある中、より一層**「深い学び」の重要性が高まっている**。教師が**そのイメージを掴み取り、授業づくりに生かしやすい学習指導要領**とし、「主体的・対話的で深い学び」の実装を図る。

- 学習指導要領の構造化・表形式化・デジタル化
- 質の高い探究的な学び
- 豊かな学びにつながる学習評価
- 情報活用能力の抜本的向上
- 学習の自己調整や学習方略の指導等による個に応じた学習過程の充実

② 多様性の包摂

全ての子供たちに「深い学び」による資質・能力の育成を図る必要がある一方、子供たちの多様性は格段に顕在化。**子供の実態や課題に応じた教育課程・学習指導を充実・可能とする**ことで、全ての子供たちを包摂し、必要な資質・能力を育成する。
その際、民主的で持続可能な社会の創り手を育てる上で、多様な他者と学ぶ学校が大きな役割を果たす。

- 調整授業時数制度
- 高等学校の単位制の大幅な柔軟化
- 特別の教育課程の新設・拡充
- デジタル学習基盤の活用
- 学習の自己調整や学習方略の指導等による個に応じた学習過程の充実

③ 実現可能性の確保

①②の実現・両立は容易ではなく、教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合い、実現可能性を確保する必要。**教育課程において教師と子供に「余白」（多様な子供たちの深い学びを実現するための時間的余裕）を創出**し、豊かな学びに繋げる。

- 調整授業時数制度（特に裁量的な時間（研究・研修等枠））
- 構造化等に伴う教科書の精選・必要に応じた内容の精選
- 授業時数や週当たりコマ数の適正化・平準化
- カリキュラム・マネジメントの更なる実装

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、
自らの人生を舵取りすることができる　民主的で持続可能な社会の創り手　をみんなで育む

学びをデザインする高度専門職としての教師　デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備
総合的な勤務環境整備

（出典）中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」（令和８年10月5日）から抜粋

「主体的・対話的で深い学び」の実現を通じた

自らの人生を舵取りする力 と 民主的で持続可能な社会の創り手 の育成

「好き」を育み、「得意」を伸ばす
（興味・関心）

×

当事者意識を持って、自分の意見を形成し、対話と合意ができる

児童生徒の学習意欲を喚起するとともに主体的な進路選択にも繋げる

高 中 小 幼

総合

自己の興味・関心に関わる課題の設定の充実

- 「**テーマ探究**」と「**マイ探究**」をバランスよく組み合わせる

教師を起点として共通テーマを設定 → **テーマ探究**

個人を起点として課題を設定 → **マイ探究**

- 「プレゼン」、「レポート」等に加え、「**作品制作**」も示すなど**探究（外化）の在り方を拡充**
- 多様な興味・関心に応えるチームでの指導体制

各教科等

生きて働く「確かな知識」の習得（意味理解や知識の構造化を重視）

自分の意見や考えを根拠をもって表現する活動
（AIに依存せず、書く・話すなどの外化を通じ、習得した知識や自分の意見や考えを表現）

探究的な学びの充実
（教科においても「なぜ？」を重視し、知識の構造化や総合での課題の発見に繋げる）

興味・関心が広がる教材・学習方法の選択を促進
（デジタル学習基盤の積極的活用、紙・デジタルの双方を含む多様な教材の活用を推進）

社会・職業とのつながり・学ぶ意義の重視
（全ての教科で重視。特に中・高では「数学ガイダンス」「科学ガイダンス」を新設）

メディアリテラシーや情報モラルの育成
小・**総合の「情報の領域」**、中・**「情報・技術科」**をはじめ教育課程全体で重視（**クリティカル・シンキング**、情報の真偽や偏りの吟味、判断の留保、デジタルの賢い使い方と距離の置き方　等）

自律的な学習習慣の形成
（学習の自己調整を通じて、家庭学習の内容や学び方を自律的に決定）

特別活動

子供主体のルール形成

- 納得解を創造する**合意形成**
- **意見表明**の機会の確保
- 安易な多数決の回避や少数意見の吟味の重視
- 対話と合意の手法を活用

子供主体の学校行事

- 企画・運営を含め児童生徒が主体的に役割を担う
- 文化的行事を「好き」や「得意」を発表する機会としても明確化

※教師の適切な指導の下で行うとともに、教師の過度な負担を生じさせないことが前提

道徳

考え、議論する道徳の実装

- **価値の実現をめぐる葛藤**や**価値の対立をめぐる葛藤**と向き合う
- 道徳的行為に関する**実体験や実感を伴う活動**を重視

幼児教育における**「遊びの深まり」**（言葉を用いて考える力の基礎の育成、他者と関わり協同する力の育成、遊びの中で多様な動きを伴う体験の充実と身体感覚の育成）
※幼児教育：0歳～小学校就学前までの幼稚園、保育所、認定こども園における教育

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに

- **「深い学び」の実現のための「統合的な理解・総合的な発揮」に向けた授業改善**
- **子供たちの多様性を踏まえた個に応じた学習過程の充実**
（科学的根拠に基づく学習の**自己調整**や**学習方略**の指導等、学習途中の**アセスメント**と**フィードバック**）
- **構造化に伴う必要に応じた内容の精選、教科書の精選**
- **全ての活動を通じ、「学びに向かう力、人間性等」の育成を重視**
- **情報活用能力・言語能力の育成を一体的に充実（デジタルのみならず一層身体性を重視）**
- **障害や認知特性等多様な実態を踏まえた調整**
（全ての子供の学びやすさに繋がる授業設計・環境整備・家庭学習を含む）
- **全ての活動の基盤となる心理的安全性の確保（学級経営、教科指導）**
- **複層的な包摂に向けた特別の教育課程の新設・改善**
（校内外教育支援センターに通う**不登校児童生徒**（新設）、特定分野に**特異な才能のある児童生徒**（新設）、**通級指導・日本語指導が必要な児童生徒**）
- **調整授業時数制度の活用**
（一定の要件の下、各教科等の時数を減じて、**教科への上乗せ、裁量的な時間**等に活用）

（出典）中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」（令和８年10月5日）から抜粋

議題２：新しい時代における社会教育の果たすべき役割について

- 地域と学校の連携 …… P.17
- 子どもの体験活動について …… P.22~23

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

地域と学校の連携



コミュニティ・スクール
（学校運営協議会を設置した学校）

校長等

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する権限と責任は校長が有する

学校運営の基本方針	学校運営・教育活動

説明 ↓ ↑ 承認　　説明 ↓ ↑ 意見



学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- 校長が作成する**学校運営の基本方針を承認**
- **学校運営について、**教育委員会又は校長に**意見**
- **教職員の任用に関して、**教育委員会に**意見**

地域学校協働活動推進員



（委員）10～15人程度
・地域住民、保護者
・地域学校協働活動推進員
・その他教育委員会が必要と認める者
（例：近隣幼稚園等・小中学校関係者）
など

任命 ↑

意見 ↓ 学校運営 教職員の任用



地域学校協働活動推進員

地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

※社会教育法第９条の７

情報共有 ↔ 情報共有

委嘱 ↑

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う学校内外における活動
※社会教育法第5条



地域学校協働活動推進員



※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制

地域住民等の参画を得て、
・放課後等における学習支援・体験活動（放課後子供教室など）
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの**学校における活動**
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など**地域を活性化させる活動**
などを実施

教育委員会

コミュニティ・スクールの有用性

地域と学校の連携

コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** ＝ **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化

学校や子供をとりまく課題

「社会に開かれた教育課程」の実現

教育の目標などを学校と地域が真に共有し、連携・協働することに課題

学校における働き方改革

学校業務の精選や教師の意識改革などに課題

不登校対策

不登校やいじめなど、学校内外において子供が抱える問題への対応に課題

地域の課題

若者の地元定着

子供たちが地域と関わる機会、ふるさとを知り学ぶ機会の減少などの課題

地域防災

災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物資等の整備に課題

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

(例) 茨城県牛久市

学校運営協議会委員が**授業研究に参画**。学校理解を深め、熟議を行うことで、**社会に開かれた教育課程を実現**。教師の**授業力向上**、子供の**学力向上にも寄与**

(例) 岡山県浅口市

保護者や地域住民と**目標や課題を共有**し、**業務の見直しを実現**。協議を通じて**教師の意識改革**にも成果

(例) 北海道登別市

学校運営協議会の組織を生かし、**多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働**により、**チームとしての不登校対策体制**を構築

(例) 鳥取県南部町

地域の協力のもと地元の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラムを設定し、**子供たちのふるさとへの愛着**や**社会参画力**を育成

(例) 熊本県

自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、**地域住民との合同防災訓練**など、**防災に関する事項・取組**を協議・実践

令和7年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査

文部科学省ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全体的な調査を実施。令和7年度（令和7年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

公立学校の導入校数

22,009校（64.9%）
1,856校増　6.2ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

19,488校（71.6%）
1,546校増　6.3ポイント増

導入自治体数

1,523自治体（84.1%）
74自治体増　4.2ポイント増

※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

地域学校協働本部

公立学校の整備校数

22,693校（66.9%）
758校増　3.0ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

21,083校（77.4%）
623校増　2.9ポイント増

地域学校協働本部数

14,044本部
611本部増

※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う学校内外で行われる子供たちの成長を支える多様な活動

一体的な整備状況

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両方が整備されている学校



17,481校（51.6%）
1,855校増　6.1ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

16,490校（60.6%）
1,673校増　6.7ポイント増

地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーターを含む）

地域学校協働活動推進員等の配置人数

35,246人（633人増）
1,532自治体（84.5%）

うち、学校運営協議会委員である者

15,174人（1,591人増）

※地域学校協働活動推進員等
：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役

今後の方針

- 地域学校協働活動推進員等の配置充実、課題に対応した追加配置、資質向上等への支援
- 導入促進と質の確保に向けた、自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る

Community School

学びの輪、
地域の和。
未来へ繋ぐ

コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況

令和７年５月１日時点

校種	学校数	コミュニティ・スクール		地域学校協働本部	
		導入校数	導入率	整備校数	整備率
幼稚園	2,085園 2,258園	388園 353園	18.6% 15.6%	568園 557園	27.2% 24.7%
小学校	18,073校 18,291校	12,979校 12,001校	71.8% 65.6%	14,235校 13,793校	78.8% 75.4%
中学校	8,906校 8,951校	6,303校 5,761校	70.8% 64.4%	6,633校 6,481校	74.5% 72.4%
義務教育学校	254校 232校	206校 180校	81.1% 77.6%	215校 186校	84.6% 80.2%
高等学校	3,423校 3,437校	1,490校 1,281校	43.5% 37.3%	759校 652校	22.2% 19.0%
中等教育学校	35校 35校	9校 8校	25.7% 22.9%	5校 3校	14.3% 8.6%
特別支援学校	1,134校 1,130校	634校 569校	55.9% 50.4%	278校 263校	24.5% 23.3%
合計	33,910校 34,334校	22,009校 20,153校	64.9% 58.7%	22,693校 21,935校	66.9% 63.9%

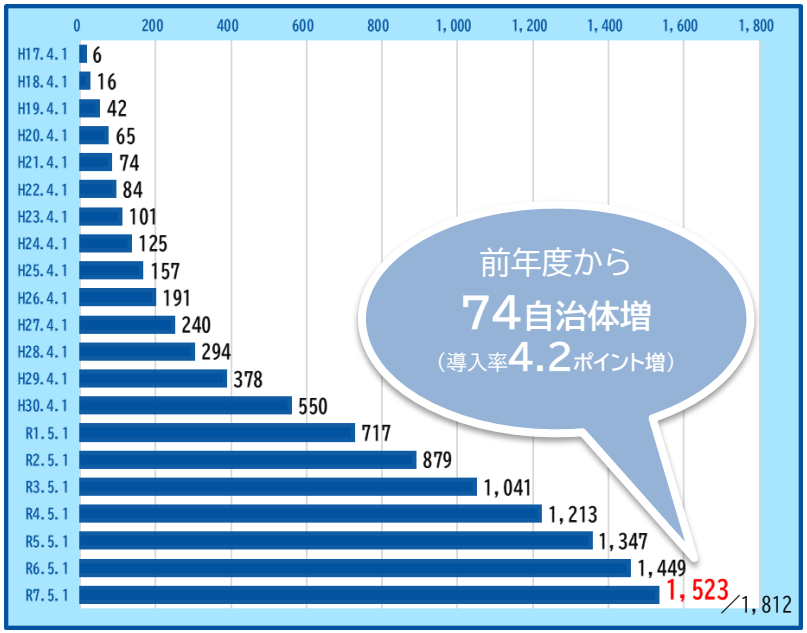
※下段は令和6年度の結果

コミュニティ・スクールの導入状況　-自治体数-

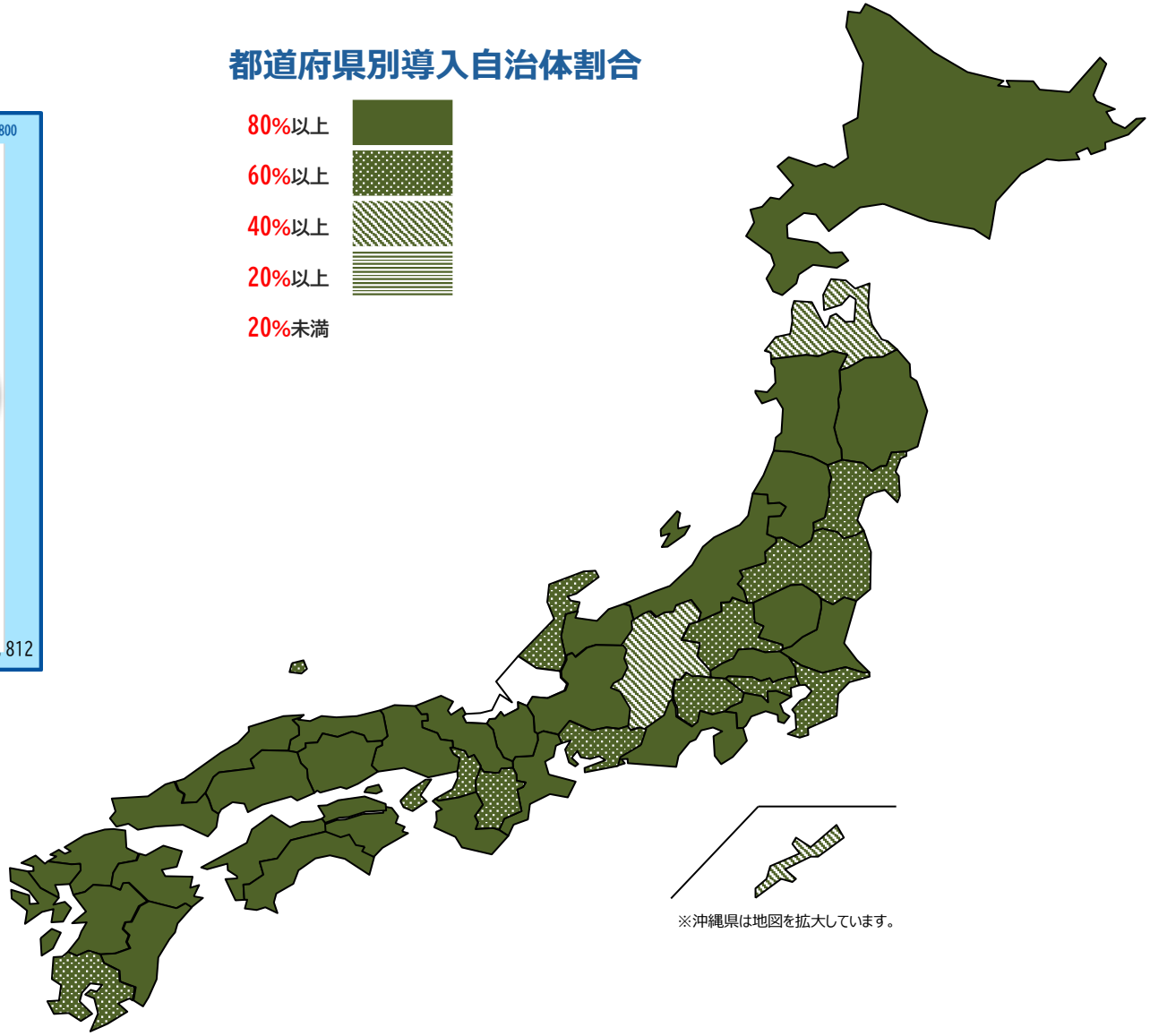
令和７年５月１日
時点

コミュニティ・スクールを導入している自治体数：**1,523**自治体
（42都道府県、16指定都市、1,446市区町村、19学校組合）
全国の自治体のうち、**84.1%**がコミュニティ・スクールを導入　※自治体とは、公立学校設置者のこと。

コミュニティ・スクールを導入している自治体数



都道府県別導入自治体割合



コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは、同規定に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

体験活動の現状等について

体験活動

体験活動に関する近年の動向

○ 少子化や子供たちの生活の多様化、家庭環境の変化等により、子供の体験活動の場や機会は減少傾向となっている。
○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、子供の体験活動の減少に拍車がかかっている。

体験活動の定義、効果・意義、現状

Ⅰ 体験活動の定義

○ 体験活動とは「**体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として体験するものに対して意図的・計画的に提供される体験**」(H19中教審答申)
○ 体験活動は、具体的には、「**生活・文化体験活動**」、「**自然体験活動**」、「**社会体験活動**」に分類(H25中教審答申)。
※企業等による職場体験や科学体験、国際交流体験、読書活動等も含まれる。

Ⅱ 体験活動の効果・意義

○ 自尊感情、自己肯定感、自律性、協調性、積極性といった非認知能力の上昇、物事に対する意欲の向上
○ 体験活動を提供する企業における、社員の所属する企業の社会的役割の再認識、労働意欲の向上 等

Ⅲ 子供の体験活動の現状

自然体験に関する行事に参加した子供の割合の減少

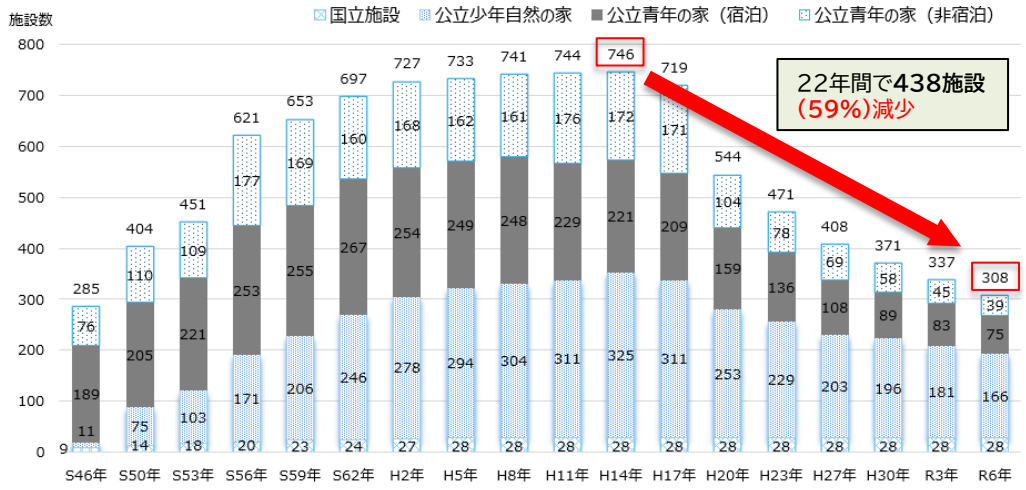
学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供(小学1年～6年生)の割合(%)は、令和元年度から令和4年度の3年間で50.0%から36.7%に減少



(独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査」)

青少年教育施設の減少

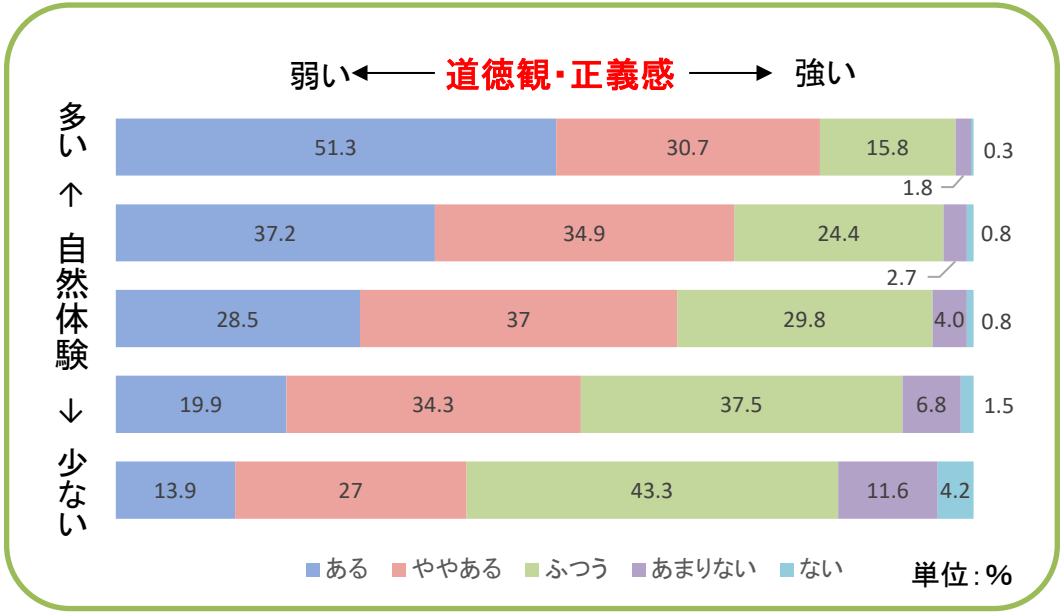
国公立青少年教育施設数は平成14年度の746施設をピークに、年々減少を続け、令和6年度には308施設に減少

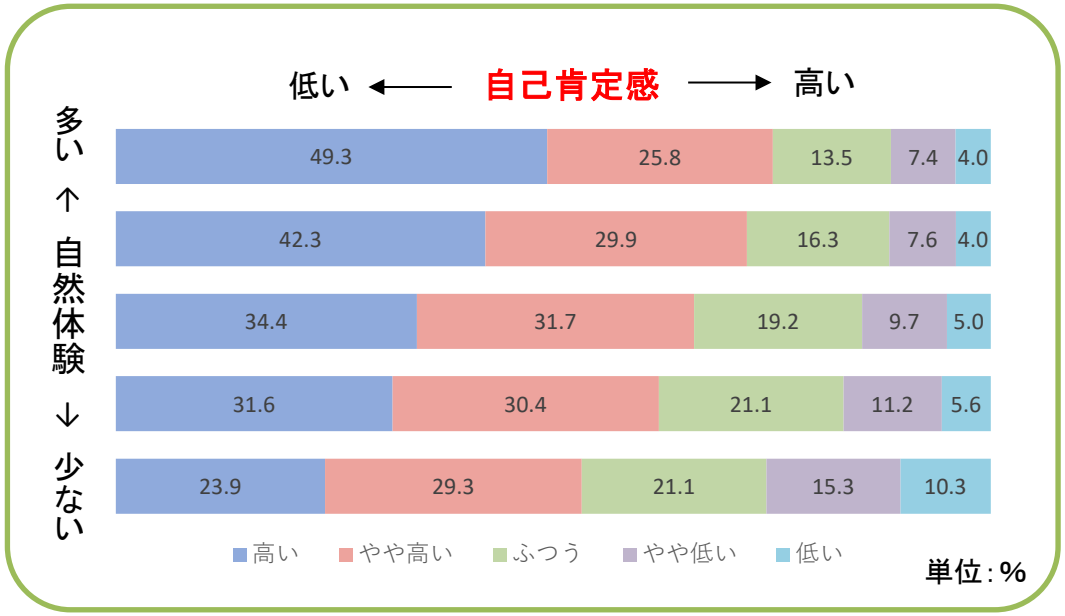


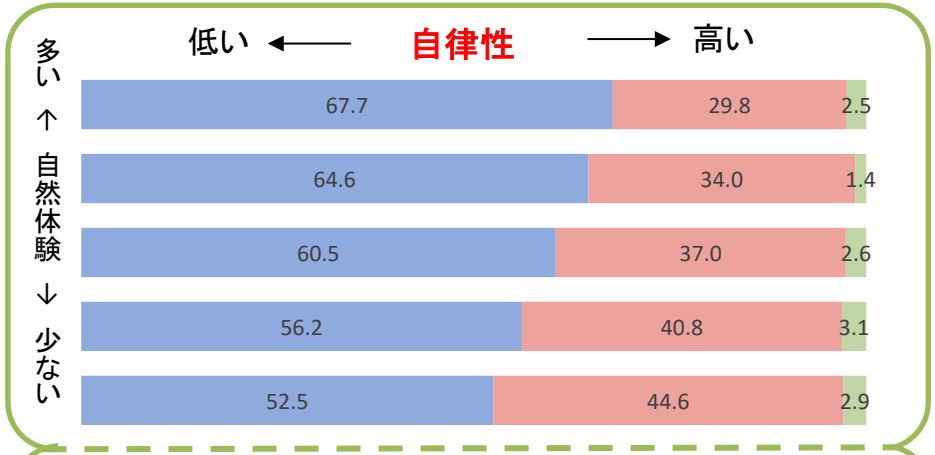
(文部科学省「社会教育調査」)

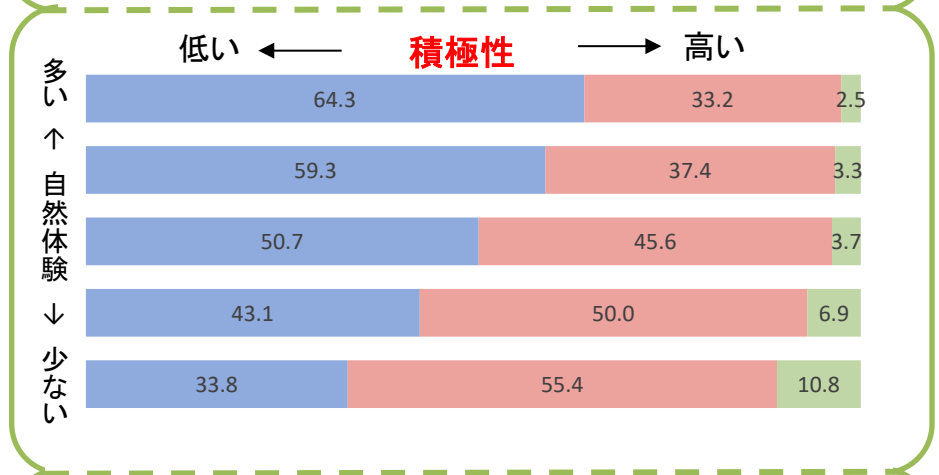
自然体験活動の効果

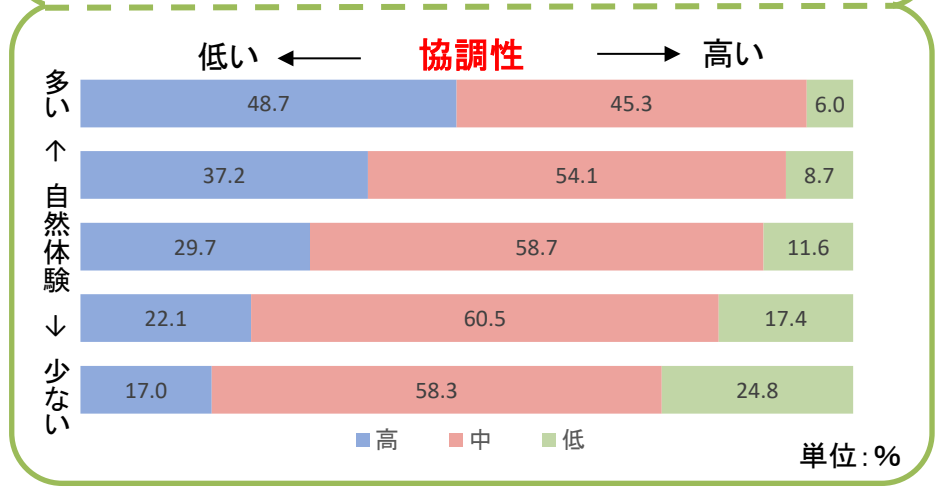
自然体験を多く行った者ほど、自己肯定感・自律性・協調性・積極性などの非認知能力が高く、道徳観・正義感が強い傾向にある。











（出典）独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和4年度調査）」

議題３：新たな役割を踏まえた他分野と社会教育との連携方針について

- **地域コミュニティに着目した他府省の施策例** P.25
- **地域課題に関する取組がまちづくりにつながった例**（社会教育との連携の効果）
  ..... P.26~27

地域コミュニティに着目した他府省の施策例

農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）形成推進事業（農林水産省）

中山間地域等において、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援。

＜事業の内容＞

１．農村RMOモデル形成支援

① **活動着手支援型**
農村RMOの裾野を拡げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、**農村RMOの形成につなげる取組**を支援します。
【事業期間：１年、交付率：定額（上限200万円）】

② **一般型**
むらづくり協議会等による地域の話合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る**将来ビジョン策定**、ビジョンに基づく**調査、計画作成、実証事業**等を支援します。
【事業期間：上限３年、交付率：定額（上限1,500万円（年標準額500万円））】
※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年標準額600万円
※新規地区の採択は、令和8年度まで

③ **地域連携型**
農村RMOの活動の定着に向けた**活動継続計画の策定**や、**地方公共団体等と連携した実証事業等**を支援します。
【事業期間：上限４年、交付率：1/2以内（上限1,500万円（年標準額375万円））】

２．農村RMO形成伴走支援
農村RMO形成を効率的に進めるため、**中間支援組織の育成**等を通じた都道府県単位における**伴走支援体制の構築**や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う**全国プラットフォームの運営**を支援します。
※対象地域：８法指定地域等
※下線部は拡充事項

＜事業の流れ＞

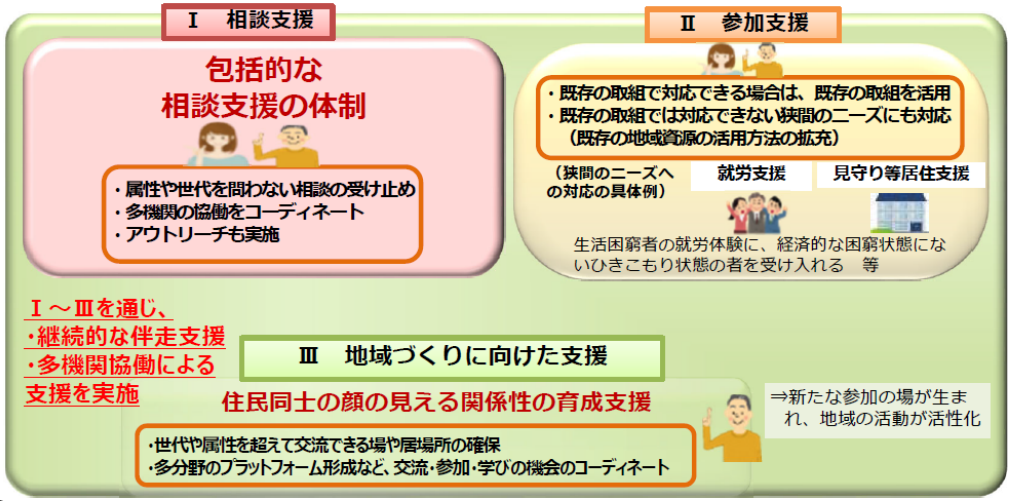
国 →（定額、1/2以内）→ 都道府県 →（定額、1/2以内）→ 地域協議会（１の事業）
国 →（定額）→ 都道府県、民間団体（２の事業）

＜事業イメージ＞



重層的支援体制整備事業（厚生労働省）

市町村が、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応した包括的な支援体制を整備するため、「Ⅰ 相談支援（市町村による断らない相談支援体制）」「Ⅱ 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業を創設
※令和2年社会福祉法改正により、令和3年4月から開始



地域運営組織の形成・運営（総務省）

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

地域運営組織に対する支援等

○**地域運営組織に関する調査研究**
・実態把握調査
・先進事例調査 等

○**全国セミナー**
・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出

○**地方財政措置（普通交付税・特別交付税）**
１.住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
（１）地域運営組織の運営支援
（２）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
２.地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】




地域運営組織の活動事例

（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施。
・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



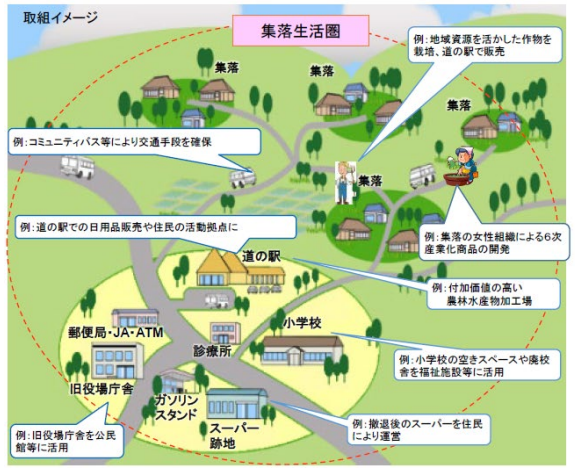
（特非）ほほえみの郷トイトイ（山口県山口市）

・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける移動販売サービスを実施。
・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、高齢者の見守りの機能も果たしている。



「小さな拠点」の形成支援（内閣府）

人口減少や少子高齢化が著しい中山間地域等でも安心して暮らし続けられるよう、地域住民自らが主役となり、地方公共団体やNPOなどの各種団体と協力して生活サービスを確保するための取組である「小さな拠点」づくりを推進。




日用品等の販売

ガソリンスタンドの運営

産直市場の運営
カフェ・サロンの運営

移動手段の確保（公共交通）
買い物代行・宅配・見守りサービス

地域課題に関する取組がまちづくりにつながった例（社会教育との連携の効果）

出典：しまねのふるさと教育（島根県教育庁社会教育課）

しまねの

ふるさと教育

“ふるさと”しまねを学びの原点に

しまねに学ぶ　しまねに育つ









島根県教育庁社会教育課

子どもがのびる

ふるさと教育で 地域も子供も“グングン”のびる！

学校・地域で

地域の特色を活かした体験活動でたくましく成長！
地域のひと・もの・ことから愛着・誇り・貢献意欲とともに
幅広い学力・実行力を育む！



学年（成長）に応じた様々な活動を展開

子どもも大人も元気に！

農場・加工場も子どもたちの大切な学び場。経験・体験が将来の“生きる力”に！



日登の郷では「地域づくりは人づくりから」をモットーに、子ども達のために学校と連携を密にし、①放課後居場所活動②学習支援活動③単身高齢者訪問福祉活動など、ふるさと（地域）の中で心豊かに育てるための種をまき、次代の担い手づくりに取り組んでいます。
（地域自主組織 日登の郷 佐藤弘之会長）

地域の声

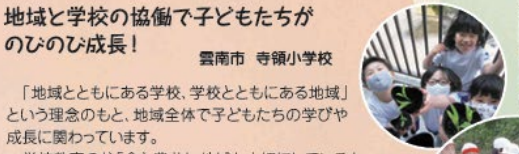
地域と学校の協働で子どもたちがのびのび成長！

雲南市　寺領小学校

「地域とともにある学校、学校とともにある地域」という理念のもと、地域全体で子どもたちの学びや成長に関わっています。

学校教育の柱「食と農」は、地域も大切にしているキーワード。講師・ボランティアとして地域住民が活躍し、農園・加工場などの施設も子どもたちの学びの場となっています。

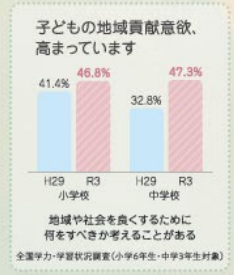
地域全体の関わりによって、学年（成長）に応じた作物に触れることができ、また、生産・加工・販売に至るまで「食と農」に関わる一貫した学びが実現しています。



地域活動にすすんで参加！日頃の感謝を伝えます！

子どもたちが打った蕎麦を地域の高齢者に配布するなど、子どもたちの地域貢献意欲も高まっています。







地域独自の「預かり保育」が誕生！

このような学校と地域の密接な連携が実を結び、寺領小学校に通わせたい保護者と、子どもたちの成長にいつまでも関わりたいという地域住民の願いから、地域独自で寺領幼稚園児の預かり保育が開始されました。地域と学校がともにふるさと教育に取り組むことが地域活性化につながっています。

地域のボランティア延べ1,504人（R2）
児童数（60人）の約25倍！



地域の偉人である加藤歌一郎先生の教えをもとに、各学年や全校での農業体験を通して、地域への愛着を高めています。

地域の方とふれあいながら学んだことを自信につなげて、子どもたちはのびのびと成長しています。
（内藤まり子校長）



学校の声

地域課題に関する取組がまちづくりにつながった例（社会教育との連携の効果）

出典：しまねのふるさと教育（島根県教育庁社会教育課）

学びが深まる　各地域で特色あるふるさと教育が行われています



松江市　内中原小学校　5年生

堀川再発見プロジェクト

POINT
- 五感を使った体験による主体的な学び
- PTAや地域住民など幅広い関わり

ふだん何気なく見ている堀川に地域住民の協力を得て実際に入ったり、調べ学習を行い、自分たちに出来ることを考え発表したりしました。ヌルヌルした泥の中に足や手を突っ込み生き物を見つける体験は子どもたちにとって貴重な機会となっています。

五感を使って実際に自分たちで体験することにより、子どもたちの堀川への興味・関心が高まるとともに、主体的に調べてまとめる学びにつながりました。





美郷町　邑智小学校　5年生

山くじら（イノシシ）学習



POINT
- 地域課題を活かした多様な学び
- 多くの人の主体的な関わり

地域の課題となっている獣害対策を題材にして、生き物の生態や正しい作物の管理、山くじらの加工などを実際に体験しています。生き物の生態や人間との関わりなど命をテーマにした学びは理科や道徳へとつながり、加工品の流通を学ぶことは経済を知る機会になっています。

学校・住民・企業・行政が目的や子どもたちに感じてほしいことを共有しながら進めており、地域の活力となっています。





吉賀町　柿木中学校　1～3年生

竹灯籠で棚田をPRしよう



POINT
- ふるさと教育による自発的な地域貢献
- 地元の様々な仕事を知る機会を提供

ふるさとで暮らす・起業する人材を育てるため、吉賀町の様々な仕事や地域の伝説などについて、講話・フィールドワーク・体験を通じて実践的な学びを行っています。講師は地域の人が担い、大人と子どもが一緒に考え行動するための機会になっています。

生徒は、自分たちにできることとして、学びの中で訪れた大井谷の棚田入口に「竹灯籠」を飾って道行く人にアピールし地域貢献したいという思いから、地域の人に指導してもらいながら竹灯籠を作成・設置しました。





知夫村　知夫小中学校　中学部3年生

だんだん物語プロジェクト



POINT
- 実践につなげるふるさと教育
- 地域の伴走支援による深い学び

高齢者の方の人生の思い出をまとめた1冊の本を作る過程で、地域の方からお話を聞く、福祉施設に行きコミュニケーションの練習を行うといった機会を持ちました。これらの学習を通して、相手に寄り添う・相手を知ることが出来る力を生徒が身に付けるとともに、高齢者は家族との会話が増えたという課題解決にもつながりました。





このプロジェクトは、これまでの8年間の学びを実践へとつなげるために、課題解決プロジェクトとして実施し、地域の関係者が伴走者としてサポートすることで深い学びへと結びついています。

学びがチカラに　ふるさと教育をきっかけに活躍する若者たち

関乃五本松節の後継者育成に貢献したい



小坂 すずさん（19歳）

松江市美保関町出身
浜田市在住
島根県立大学2年生

中学校で出会った関乃五本松節

中学校のふるさと教育で地元に伝わる民謡「関乃五本松節」に出会い、その面白さに惹かれ、すぐに友達と一緒に保存会に入会しました。保存会で高齢者施設を訪問した際、歌を聞いて涙する方がいて、益々のめり込みました。



一歩踏み出す力が身に付いた

ふるさと教育のおかげで「関乃五本松節」に出会い、何事にも挑戦することの大切さや、「思う」だけでなく「行動する」力につながったと思います。

関乃五本松節を絶やさない

これからも地域を拠点に「関乃五本松節」の後継者の育成や、たくさんの人に訪れてもらえるようなまちづくりに関わっていきたいです。

玉湯で夢を叶える姿を子どもたちに見せたい



下山 嘉真さん（27歳）

松江市玉湯町出身・在住
観光協会玉造温泉支部
事務局次長/
TAMATSUCRAFT代表

地元の偉人になりたい！

勾玉づくり体験や川探検、まち新聞作成などがふるさと教育として記憶に残っています。まち新聞作成のテーマ選択の際に出会った郷土の地元の偉人たちの紹介を見て、自分もこのページに載りたいと強く思ったことを覚えています。

子どもたちの人生選択に寄り添う

地元出身の社会人を中心として立ち上げたグループ「T-ails（テイルズ）」では、子どもたちの進路や人生選択の相談相手のような存在を目指しています。

偉人への挑戦は続く

観光協会の仕事の傍ら、YouTuberやタレントとしても活動しています。自身の子ども時代のように、田舎を理由に夢を諦めてほしくないから、都会でなくても夢を実現できることを子どもたちに伝えていきたいです。



子どもと地域の懸け橋になりたい



幸増 悠佑さん（25歳）

大田市大田町出身・在住
大田市立大田小学校教諭

地域の見慣れた風景が財産

ふるさと教育では石見神楽の神楽面や石見銀山といった伝統文化について学習しました。地域にある見慣れた風景や文化がよそにはない特別なものだということを実感しました。

地域との関わりから教員の道へ

地域のことを知ったことで、高校時代に中高生の地域貢献グループ「大田JOいんつ♪」の立ち上げに関わり、その活動を通じて地域の方々と触れ合う中でふるさと教育の重要性を認識し、教員の道を選びました。大学の卒論でもふるさと教育をテーマに取り上げ研究を行いました。

ふるさと教育を通じて地域を元気に

子どもと地域を繋げることで子どもの世界を広げるとともに、子どもの地域課題に対する発想を地域に還元し、地域を元気づけるような教育活動を展開していきたいです。



あなたの思いや**経験を伝える**ことが
子どもたちの**確かな成長**と、
未来を担う人材の育成につながります。

Let's enjoy "ふるさと教育"

島根県教育庁社会教育課

TEL.0852-22-6876　FAX.0852-22-6218
Mail：shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp
〒690-8502　島根県松江市殿町１番地